

# 認定農業者だより

## Next Step

玖珠九重版 令和6年 6月  
 大分県西部振興局 生産流通部  
 T e l : 0973-23-2217  
 F a x : 0973-23-3473  
 E-mail : a11610@pref.oita.lg.jp  
 記事へのご意見等をお寄せください

### 西部振興局生産流通部長 着任のご挨拶



4月1日付の人事異動で、地域農業振興課より赴任いたしました  
とよだともみ  
 「豊田朋美」と申します。九重町の認定農業者の皆様方には、平素より農業振興にご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

西部振興局には平成26～28年度の3年間、野菜の普及指導員として勤務して以来8年ぶりとなります。その当時と立場は違いますが、お世話になった生産者の方々へのご恩を忘れず、精一杯務めさせていただきます。

近年の普及組織は、全国的に若い普及指導員の割合が高くなっており、西部振興局生産流通部においても、普及指導員27名のうち15名が主任・技師と若返りが進んでいます。これを逆手にとり、フットワークの軽さや新しい発想、スマート農業等、若い普及指導員の強みを生かした活動を展開し、関係機関と連携しながら現場での課題解決を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひします。

### 子育て期間の人員確保にお困りでないでしょうか？

#### 【農業・子育て両立支援対策事業のご紹介】

農業を営む上で、ご夫婦で活躍されている方は多いかと思いますが、場合によっては出産・育児期間の労働力確保が課題となることがあります。

その解決策として、表題の事業活用を検討されてみてはいかがでしょうか？要件は下記のとおりですが、不明な点についてはお問い合わせ先にご連絡下さい。

#### (1) 対象

支援対象：認定新規就農者および認定農業者  
 対象経費：妊娠～乳児育児期に代替労働力確保目的で  
**新たに雇用するための経費**

申請期日：7月末まで

#### (2) 支援額

##### ①産前産後(母子手帳交付～産後3ヶ月)

上限：1.1万円/日×110日＝121万円

負担区分：県 1/2 市 1/2 生産者 0

##### ②乳児育児期(産後4ヶ月～12ヶ月)

上限：1.1万円/日×180日＝198万円

負担区分：県 1/3 市 1/3 生産者 1/3 (産後4～6ヶ月)

負担区分：県 1/4 市 1/4 生産者 1/2 (産後7～12ヶ月)

#### (3) 問い合わせ先

九重町農林課農業振興グループ

TEL:0973-76-3804

西部振興局農山村振興部企画・農政班

TEL:0973-22-2585

大分県新規就業・経営体支援課就農支援班

TEL:097-506-3644

(営農推進班 吉武)



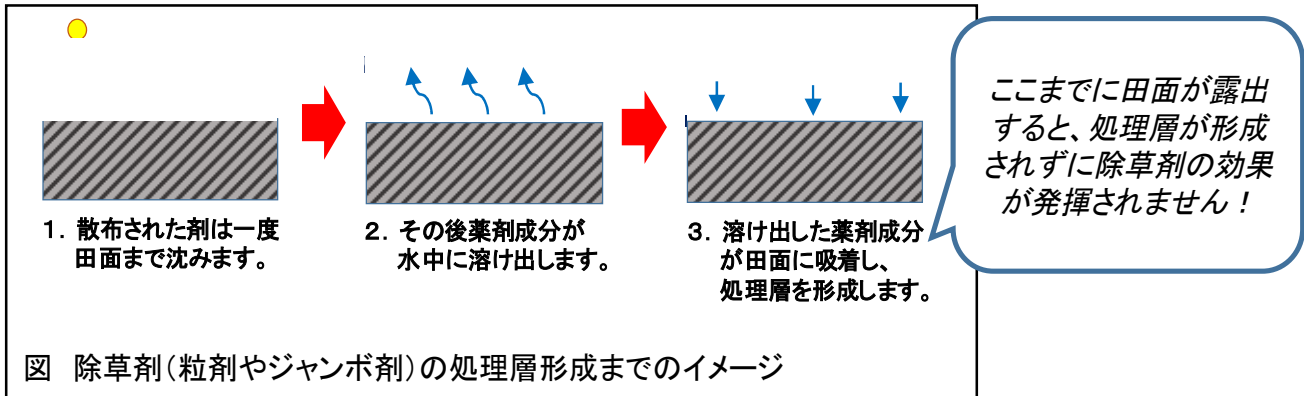
# 【水稲】移植後の水管理について

## 1. 除草剤の効果と水管理

移植後に散布する除草剤の効果は、水管理で大きく差が出ます。田面が露出したり、水が動いたりすると除草剤の効果が出にくくなります。散布後最低でも3~4日はしっかり湛水し水深を保ち、水を動かさないようにしましょう。

### 【ポイント】

- 代かきを丁寧に行う→田面を均平に、漏水防止
- 畦塗りをしっかり行う→漏水防止
- 除草剤散布後1週間は落水や掛け流しを行わない



※田の全体に雑草が残る場合は、漏水や使用時期の遅れ（散布時に既に雑草が伸びてしまっている）、使用量が適正量でないなどの原因が考えられます。漏水がないか、除草剤に明記されている用量・使用時期が合っているかなどの確認も行いましょう。

## 2. 田植え後の水管理、藻対策

移植直後は根の活着を促進させるため、生育量確保のために多くの水が必要です。一方、分けつ期に入ってからでは、間断かん水を行って根に酸素を送ることも水稲の健全な生育に必要です。生育を見ながら水管理を行いましょう。

### 【ポイント】

水稲の生育ステージ	水管理
移植後～活着まで	深水管理（水深5cm程度が目安）
活着後～中干しまで	<p>間断かん水（3日程度湛水、2日程度落水を交互に続けるのが基本）</p>

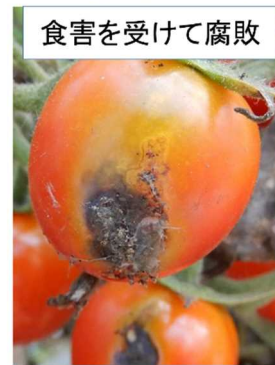
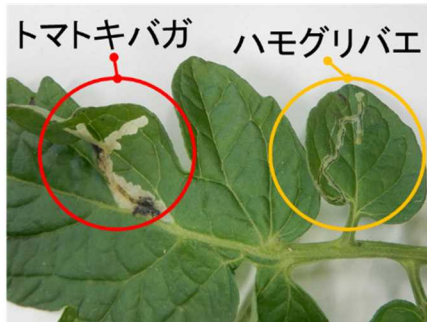
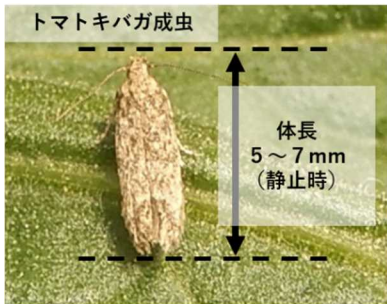
また、近年田植え後に好天が続いて藻が大発生している圃場が散見されます。移植直後に藻が大発生すると、水温・地温の低下、苗のなぎ倒し、除草剤の成分拡散の妨げる等生育に悪影響を及ぼします。発生が多い場合は、①モグトンの散布（晴れの日朝散布が効果的）等の薬剤処理か②落水処理等の対策を行ってください。特別栽培米で栽培している場合で薬剤散布する方は使用成分回数に注意しましょう！

# トマトキバガ（害虫）の防除の徹底を

## 【トマト・ミニトマトの新害虫「トマトキバガ」の被害拡大防止】

### 1 トマトキバガについて

- 大分県では令和5年11月にトマト圃場で初確認した南米産の小型の蛾の幼虫です。
- 幼虫は主にナス科植物（トマト、ナス、ホオズキ、ピーマン等）を加害します。
- 体長は、成虫で5～7mm、終齢（4齢）幼虫で約8mm位です。
- 果実も食べます。
- ハモグリバエ（えかきむし）の食害は葉の裏が透けて見えませんが、トマトキバガの幼虫の食害は葉の裏まで透けて見えます。
- 果実の中を食べ、被害果実は腐敗します。気づかずに出荷する可能性があります。



### 2 防除について

- ・農薬散布は定期的にかけムラがないようにしましょう
- ・雑草のイヌホオズキにも寄生するので、圃場周辺雑草への対策も必要です
- ・産地にて、一斉防除をしましょう

一斉防除の時期と使用農薬の事例

- |     |               |          |
|-----|---------------|----------|
| 第1回 | 7月上旬(1日～10日)  | グレーシア乳剤  |
| 第2回 | 8月中旬(11日～20日) | ディアナSC   |
| 第3回 | 9月上旬(1日～10日)  | プレオフロアブル |
| 第4回 | 9月下旬(21日～30日) | コテツフロアブル |

### 2 防除農薬の補助について

トマトキバガ防除徹底のために、散布1回分の農薬代を一部補助します。

1. トマトの販売を目的として農業経営をされている方
2. トマトキバガの防除を必ず行うこと
3. 農薬は、**ディアナSCを専用注文書で大分県農業協同組合に注文**して下さい。
4. **専用注文書を使わずに購入した農薬は補助対象となりません**のでご注意ください。

申込み期限：令和6年6月14日（金）

問合せ：大分県農協西部支店園芸課 0973-72-6767

（園芸第二班 黒木）

# 令和6年度 狩猟免許試験のお知らせ

近年、鳥獣による農林作物被害が続いており大きな問題となっています。その一方で、狩猟者の減少・高齢化により捕獲対策の促進に支障が出てきています。

自分の田畑が、イノシシ等に荒らされている方をはじめ、狩猟に興味のある方はこの機会に狩猟免許を取得してみませんか？

## 【狩猟免許試験の開催】

### (試験①)

令和6年 6月22日(土)：第一種銃猟(試験会場：大分県日田総合庁舎)

令和6年 6月23日(日)：わな猟(試験会場：大分県日田総合庁舎)

受付期間：令和6年6月4日(火)～6月11日(火)時間：9時～17時(12:00～13:00除く)

### (試験②)

令和6年 7月20日(土)：第一種・第二種銃猟(試験会場：大分県庁舎本館正庁ホール)

令和6年 7月21日(日)：網猟・わな猟(試験会場：大分県庁舎本館正庁ホール)

受付期間：令和6年7月2日(火)～7月9日(火)時間：9時～17時(12:00～13:00除く)

### (試験③)

令和6年 9月28日(土)：第一種・第二種銃猟(試験会場：大分県庁舎本館正庁ホール)

令和6年 9月29日(日)：網猟・わな猟(試験会場：大分県庁舎本館正庁ホール)

受付期間：令和6年8月26日(月)～8月30日(金)時間：9時～17時(12:00～13:00除く)

### (試験④)

令和6年11月30日(土)：わな猟(試験会場：大分県日田総合庁舎)

受付期間：令和6年11月12日(火)～11月19日(火)時間：9時～17時(12:00～13:00除く)

## 【申請に要するもの】

1. 対象者・・・大分県内に住民登録をしている方で、令和6年度以降新たに狩猟を行う予定の方。
2. 申請書に添付するもの・・・狩猟免許申請書は、県振興局に備付けの用紙を使用する。

### 1) 写真 1枚：写真は申請書ごとに添付する。

最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの写真で、写真裏面に氏名及び撮影年月日を記載する。

### 2) 医師の診断書：3ヶ月以内に作成されたもの。又は、銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その許可証の写し。

統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む)及びてんかん(発作が再発する恐れがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く)にかかっていること並びに麻薬、大麻、あへん及び覚せい剤の中毒者でないことを証明するもの。

### 3) 返信用封筒1通：長形3号(A4三つ折り、120mm×235mm)封筒に郵便切手(84円)を添付し、宛名を書いたもの(2種以上申請する場合も1通で可)。

### 4) 住民票(個人番号の記載されていないもの、もしくは省略されているもの)1通、又はマイナンバーカード住所記載面の写し

### 3. 手数料・・・県の政策により令和6年度は徴収しない。

### 4. 申請受付窓口・問い合わせ先

西部振興局 森林管理班  
0973-22-2585  
(森林管理班 丸山)